

令和7年度市役所通り等活用イベント企画実施業務委託仕様書

1 業務目的

川崎市では、市制100周年を契機として、道路や公園などの公共空間を活用し、川崎で活躍している方々を中心にさまざまな主体が連携しながら、居心地の良いウォーカブルな空間を生み出し、面による賑わい創出のイベントやみどりを身近に感じてもらえる仕掛け等を実施することで、川崎の魅力を広く発信するとともに魅力向上を図り、市民のシビックプライドの向上やみどりのまちづくりの機運醸成を図るとともに、将来的な公共空間の効果的かつ持続的な活用を目指している。

本委託業務は、市役所通り等を中心に、当該取組の推進のためのイベントに係る企画・実施支援を行うものである。なお、本委託業務を行うにあたり、令和7年1月に公表された「Colors,Future! Actions 推進ビジョン(骨子素案)」に基づいて今後実施予定の、『あたらしい川崎』に向けた更なるチャレンジ」として行う「さまざまな取組をパッケージでブランディング・情報発信」の取組と十分に連携・調整しながら、イベントの企画・運営・広報等を行うこととする。

2 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日までとする。

3 委託内容

(1) イベントの企画

- ・実施日は、契約期間のうち令和7年11月初旬の実施を基本とし、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- ・川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会が川崎市市制100周年記念事業として実施した「みんなの川崎祭」を引き継ぎ、令和6年度の実施範囲である市役所通り（ハローブリッジから川崎駅前東交差点まで6車線）を交通規制により歩行者空間とすることを基本として、イベントを企画すること。
- ・コンテンツの企画にあたっては、川崎で活躍する人たちによる、音楽・スポーツ・アート・飲食などのステージや体験など、川崎を知って・関わって・好きになれ、全世代が楽しめるさまざまなコンテンツを多く取り入れること。
- ・稲毛公園や本庁舎、第2庁舎跡地広場など、市役所通りに近接する公共空間を有効活用しながら、イベントを企画すること。
- ・令和6年度のみんなの川崎祭と同様、ブレイキンやダブルダッチなどの川崎市が応援する若者文化のスポーツなどが披露できるステージ、かわさきジャズとの連携などによる音楽演奏が行えるステージ、地元の団体を中心としたプロレスステージを含めた3つ以上のステージを、委託者と協議の上、設けること。
- ・各コンテンツの出演者について、委託者と協議の上、出演依頼や連絡調整等を行うこと。
なお、出演者等に対し報酬等が発生する場合は、本業務委託内にて対応すること。
- ・キッチンカーの手配や飲食ブース・机・椅子などの什器の設置等の飲食や憩いが可能な

空間を整備すること。飲食可能スペースの設置にあたっては、令和6年度のみんなの川崎祭と同様、一定の長さを有し、利用者同士の交流を促進するロングテーブルを設置すること。また、飲食の販売に際し、プラスチックごみの排出抑制を中心にゴミ全般が極力発生しない工夫を実施すること。なお、飲食関係の経費については、出店料等から賄うこととし、本委託料に計上しないこと。

- ・本イベントの今後の継続的な開催を見据え、周辺の地元商店街との連携支援及び地元企業、ボランティア等の参加支援を行うとともに、その連携調整を行うこと。
- ・サステナブルファッションに関する取組を企画すること
- ・令和6年度のみんなの川崎祭と同様、神輿の実施団体がみんなの川崎祭と合わせた神輿パレードの実施を希望する場合、関係局と協議しながら実施に向けた協力を行うこと。
- ・道路上の利用については、交通規制時間をできる限り短時間にするため、効率的な搬入・設営・撤去計画を立案すること。
- ・イベントでは、適切なインセンティブを持つアンケートを実施し、その集計を行うこと。
- ・必要に応じて、当日より前の適切なタイミングで、イベント従事者説明会を開催すること。

(2) イベント広報の実施

広報計画を立てたうえで、専用 HP の作成・運用管理、SNS 等による周知やチラシ・ポスター等（事前周知用・当日用）の制作を行い、イベントの効果的な周知・広報を行うこと。

- ・ポスター・チラシ・階段蹴上げ面のシール等の広報物の作成
- ・広報物の掲示・撤去作業
- ・専用ホームページの制作・運営

(3) 関係者との調整

関係者との定例的な打合せを実施する等の調整を行うこと。

(4) 警察・交通事業者等との協議補助業務

イベントエリアは市役所通りの6車線（川崎駅前東交差点～国道15号まで）を想定しており、交通規制・雑踏警備に伴う警察協議について、関係局と連携しながら警察・交通事業者・規制内駐車場事業者等との協議用資料の作成及び協議に同席すること。

(5) 交通規制の周知

交通規制の周知に当たり、警察・交通事業者等との協議を踏まえ、必要な範囲に、迂回案内看板、横断幕等の掲示物について、デザイン・制作・掲出・撤去作業を行うこと。

＜参考：令和6年度＞

交通規制を告知する立て看板56枚、横断幕10枚を作成、設置。

(6) イベント当日の運営・実施

- ・当日の運営に必要な計画を作成すること。また、イベントの運営に必要な人員数及びその分担については、委託者と協議の上、適切な人員配置を計画すること。
- ・必要な資材の調達及び設営、撤去を行うこと。特に、道路上の利用については、交通規制時間をできる限り短時間にしよう計画的に実施すること。また、テント設営にあたっては、事前に衛生関係の手続きを行い、強風時への対応など、必要な対策を施すこと。
- ・令和6年度の実績を参考に、円滑かつ安全な交通規制に必要な人員を配置し、交通整理及び会場警備をするとともに、迷子・迷惑行為・救急等に対し、適切に対応すること。

＜令和6年度＞

交通誘導のため、交通誘導2級警備員3名、一般警備員32名配置。

- ・控室を整え、出演者が快適に過ごせる空間を確保すること。
- ・会場全体で通じる無線機器を確保するなど、当日の連絡調整がしやすい連絡体制を構築すること。
- ・開催状況の記録として、写真及びドローン等を活用した動画の撮影を行うこと。
- ・アンケート調査等による効果検証の実施

(7) 他イベントとの連携

同時期に開催されるイベントとの連携を図ること。なお、イベント連携に当たり必要な経費が生じた際は、本業務委託内にて対応すること。イベントについては下記を想定しており、詳細については別途協議することとする。

- ・ Colors,Future!Summit
- ・ かわさき市民祭り

特に、同日近接する場所で開催を予定している Colors,Future!Summit との当日運営に関する調整を、関係者間で行うこと。

(8) イベント内において発生する廃棄物等の削減

本イベントで発生する廃棄物等の発生の抑制やリサイクル等に努め、削減に向けた取組を図ること。また、詳細については、委託者と協議を行うこと。

(9) イベント内において発生した廃棄物等の処理

- ・ 本イベントで発生する廃棄物等については、「可燃ごみ・プラスチック・缶・びん・ペットボトル・飲み残し」の6種別に分けたリサイクルステーション（回収ボックス及びテント、椅子で構成）をエリア内に設置すること。なお、設置箇所や箇所数等については、令和6年度の開催を参考に、委託者と協議の上、決定すること。また、廃棄物が一杯になった際は、各リサイクルステーション等から廃棄物の一時仮置き場への運搬について、作業員を専属で1名以上配置し、適宜行うこと。
- ・ リサイクルステーション等で集めた廃棄物等については、関係法令を遵守した上で処理するものとし、詳細については委託者と協議の上、決定すること。なお、リサイクル可能なプラスチック類、ペットボトルについては、原則、再資源化（材料リサイクル又はケミカルリサイクル）を実施し、循環型のイベントとすること。また、再資源

化を実施することが出来ないものであって、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うとともに再資源化を実施出来ない理由を業務完了届と併せて発注者に提出すること。

(10) 報告書作成

本事業の実施内容及び課題点等を報告書としてとりまとめること。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、委託者は受託者に修正等適切な対応を求めることができるものとする。

4 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受託者が行うものとする。

5 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受託者に関係資料を貸与するものとする。受託者は貸与された資料を、委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

6 報告の義務

本業務の遂行中、適宜、進捗状況を報告するものとする。

7 損害及び危害

受託者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、受託者の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、受託者において丁寧に対応するものとし、その結果を委託者に報告すること。

8 疑義

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに委託者とその内容について協議するものとする。

9 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

10 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て委託者の所有とし、委託者の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。委託者は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

11 成果品

(1) 報告書 1部

- ・ 本業務の実施概要資料
- ・ 業務の実施状況が分かる写真
- ・ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- ・ 効果検証及び実施結果を踏まえた令和8年度以降に向けた方向性の提案
- ・ その他委託者が必要と認めるもの

(2) 上記報告書の電子データ（CD-R等） 1式

1.2 その他

新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化等やむを得ない理由により、イベントの内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について委託者と受託者で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。